

企業繁栄のアドバイザー

未来税務会計ニュース

確定申告はお早めに
お願い致します

今年もあっという間に1月が過ぎました。この間、年末調整、源泉税の納付(1/10と1/20)法定調書合計表、償却資産申告書と提出する書類がマッパー込みになりまして、ご協力下さいましたこと感謝申し上げます。2月からは法人の12月決算の申告と、個人の確定申告、贈与税等の申告があります。

今年はH28年4月14日、16日の熊本地震の雑損控除等が加わりまですので、早めの対応をお願い申し上げます。遅くなりますと納税者の不利になりますので、1日でも早い対応をお願い致します。

西田のつぶやき

税金は有効に使って下さいね。安部首相殿へ

(1) 国民の血税により国家が成り立っていますが、私は外交上、安部首相がポンポン気前よく税金を使っているように見えてなりません。お金が生かされているならばよいですが、国民感情から離れているのではないのでしょうか？

①ロシアに対する経済援助3,000億円

これで北方領土の半分、2島返還でもできたらよいのですが、何の効果もなかったのではないのか、外交上負けたのではないのでしょうか？

②フィリピンに対して1兆円

フィリピンに対して、どうして1兆円なのか、そんなお金があるならば、日本で子育て支援幼稚園、保育園の待機待ちの解消や福島や熊本の被災支援に使って下さった方が、どんなに喜ばれるかと思えますね。外交戦略上、中国よりになっているのではないのか、どういう目的で支出されたのか突然出てきて分かりにくいですね。

③韓国、慰安婦問題10億円

これは韓国の対応が外交上国家として成り立っていないように見えます。お金を返却するとか云々となっていますが、お金を出す以上は有効に使ってもらいたいものです。

④外務省は国家の利益、国益を守るという信念があるのでしょうか？日本国民として毅然とした態度で外交してもらいたいですね。外務省の無駄使いが田中外務大臣の時に指導されましたが、国税を使う以上、日本国のために使ってもらいたいものです。

(2) 外交上こんなに支出しているのに、国内では借金だ借金だと言って増税を要求してくる。消費税を上げないと国家はつぶれるというような発言が多いように思いますが、どうでしょうか。会社の経営でも損益計算書だけでは分かりません。儲かって利益は出ていてもお金が廻らず倒産する。黒字倒産もあります。逆に儲かっていなくてもどうしてあんなに会社継続できるのか不思議に思われる会社もあります。これはキャッシュフロー・経営がどうなっているのかですが、それを見るのが貸借対照表です。資産、負債、純資産この関係です。国家は税収入が不足するので国債を発行して借入をしています。会社は必ず貸借対照表は公表しなければならぬことになっています。国はどうでしょうか？なぜか2年遅れで公表されているようです。

＜図表1 平成26年度末の国家の貸借対照表＞(単位:兆円)

	25年	26年	増減		25年	26年	増減
＜資産の部＞				＜負債の部＞			
現金預金	18.6	27.8	9.1	未払金等	11.2	11.9	0.8
有価証券	129.3	139.5	10.2	公債	855.8	884.9	29.2
未収金等	11.9	11.5	▲0.4	その他の負債			
前払費用	1.3	4.3	3.0		276.1	275	▲1.2
貸付金	137.9	138.3	0.3	負債合計	1,143.1	1,171.8	28.8
運用寄託金	104.8	103.7	▲1.1	＜資産・負債差額の部＞			
その他の資産				資産・負債差額			
	248.9	254.7	6		▲490.4	▲492.0	▲1.6
資産合計	652.7	679.8	27.1	負債及び資産・負債差額合計			
					652.7	679.8	27.1

(資料参照:「財務省と大新聞が隠す本当は世界一の日本経済」上念司著)

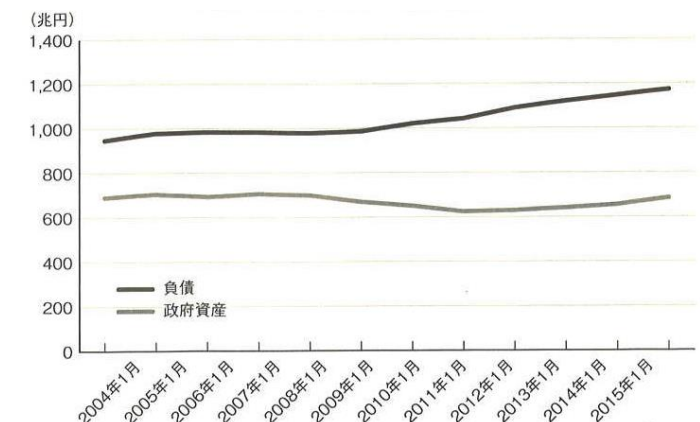
図表1を見ますと、借金は884.9兆円ですが外国等に貸付けているものは、138.3兆円や現金預金と有価証券167.3兆円あり差引純負債赤字492兆円です。これを見ればまだまだ日本は国家財政が破綻するとは言えないように思います。以下は引き続き「財務省と大新聞が隠す本当は世界一の日本経済」より抜粋致します。

政府の資産は国民共有の財産です。しかし、その金額を知る人はあまりいません。「国の借金が1000兆円」という数字は、マスコミなどによって繰り返し刷り込まれているのに、どうして資産の金額については誰も知らないのでしょうか？日本政府のバランスシートがあることはあるのです。ただ、マスコミはそれを大々的に取り上げることはないで、その存在に多くの人は気づきません。財務省が認める日本の政府資産は平成26年度末(2014年3月末)時点で679.8兆円です。前の年が652.7兆円だったので、27.1兆円の増加です。この時点で何かが違うと思った人はとても鋭い！マスコミは「現在の財政赤字は大変で、消費税増税しない限り日本は滅ぶ」くらいにしていますが、そんな大赤字の国の資産が何で1年に27.1兆円も増加するのでしょうか？

赤字で余裕がないなら、むしろ資産を取り崩して売るくらいじゃないとおかしいですよね？ところが、実際には政府資産は約

4.2%も増えてしまったわけです。

＜図表2 政府資産と負債の推移＞



図表2を見ると、政府資産が横ばいにもかかわらず、負債ばかりが増えているように見えます。しかし実は、財務省が発表している貸借対照表には、大きな見落としがあるのです。それは巨額の資産を持つ超優良子会社(＝日本銀行)です。その利益はブラックルールにより、親会社である政府に全額上納されています。

(3) 消費税を1%増税すると必ず2.5兆円税収がアップするのですか？

→いいえ、税収トータルで見れば、必ずしもそうではありません

消費税増税で減収のケースも。消費税は1989年に創設され、1997年と2014年に、税率が上がりました。過去3回の税率の上げ幅は、次の通りです。

■1989年 0%→3%

■1997年 3%→5%

■2014年 5%→8%

もし、消費税を1%増税することによって2.5兆円の税収が増えるのであれば、次のような税収増が観察されるはずですが、

■1989年 0%→3% 7.5兆円増

■1997年 3%→5% 5.0兆円増

■2014年 5%→8% 7.5兆円増

では、増税の翌年に、本当にそれだけ税収が増えたかどうか確認してみましょう。

■1989年 0%→3% 54.9兆円→60.1兆円 +5.2兆円

■1997年 3%→5% 53.9兆円→49.4兆円 ▲4.5兆円

■2014年 5%→8% 54.0兆円→56.4兆円 +2.4兆円

これは目の錯覚でしょうか？過去3回の消費税増税において、1回も目標金額に達したことがありません。財務省の人は偏差値の高い大学を出た立派な人だと聞いていたのですが、いったいどうしたことでしょうか？新聞記者の方々は、なぜ指摘しないのでしょうか？

しかも、数字をよく見てください。1997年の増税に至っては、税収増どころか、4.5兆円もの税収減になっています。消費税の税率を上げたのに、税収が減ってしまったのです・・・これでは何のため

に増税したのか意味が分かりません。同じく、2014年の増税においても、一応税収は増えていましたが、たったの2.4兆円・・・想定している金額の、3分の1も増えていませんでした。正直、この程度の増収であれば誤差の範囲内であり、横ばいだったと見るほうが妥当です。唯一の例外は、1989年のケースです。しかし、それでも翌年の増収額は、目標金額の7.5兆円には届きませんでした。よく考えてみると、1989年といえば、日経平均が4万円に迫ったバブルの絶頂期です。そんな果てしなく景気が良かった時代ですら、消費税を増税しても税収が目標金額まで増えなかったという事実はかなり重要です。

農業者の皆様へ、必ず青色申告しましょう。 収入保険制度の導入

その理由は平成29年通常国会での法律提出と、平成30年秋(31年度)からの加入申請をめざしています。収入保険制度に加入するには、平成30年の2～3月に平成29年分の農業所得について青色申告を行う必要があります。このため収入保険制度への加入を希望される方は、平成29年3月15日までに最寄りの税務署に(青色申告承認申請書)を提出しておく必要があるからです。
※ 別紙リーフレットご参照下さい



中小企業投資促進税制の上乗せ措置を改組・拡充

中小企業投資促進税制が平成29年3月31日まで延長されました。それとともにその上乗せ措置(生産性向上設備等の即時償却等)を改組し、新たに中小企業経営強化税制として新設した上で、これまで上乗せ措置では対象外だった器具備品等も摘要対象となりました。これにより中小企業者等が生産性向上設備投資促進税制の要件を満たす設備を取得した場合は、100%特別償却または7～10%の税額控除のどちらかが選択できるようになりました。ただし、平成29年4月1日から平成31年3月31日の間に指定の事業に供さなければならず、また税額控除の限度額についても法人税額の20%が限度とされています。

○中小企業経営強化税制の対象となる設備等

	経営力向上設備等			取得価額
	生産性向上設備		収益力強化 設備	
	販売開始	経営力向上		
機械装置	10 年以内	旧モデル比で 経営力向上に	年平均の投資 利益率 5%以上	1 台(基) が 160 万円以上

工具	5年以内	資する指標(生産効率、エネルギー効率、精度等)が年平均1%以上向上	が見込まれる経産相の確認を受けた投資計画に記載された設備等	1台(基)が30万円以上
器具備品	6年以内			同上
建物付属設備	14年以内			60万円以上
ソフトウェア	5年以内			70万円以上

※新品のもの(中古品は対象外)

確定申告納期限について

確定申告の時期となりました。期間内(2017年の場合は3月15日まで)に確定申告できなければ「期限後申告」となります。

確定申告はお早めに



遅れた日数分、延滞税(年利最高14.6%)をあわせて支払ったり、場合によっては無申告加算税(最高20%)を納める必要が生じます。延滞税や無申告加算税は、本来の納税額に上乗せして納付する罰則的な税金です。

青色申告の方は、確定申告の期限に遅れると、青色申告65万円控除が受けられなくなるなどのペナルティが課されます。皆様お早目に御準備くださいませ。

税目	確定申告の相談と申告書の受付期間	納期限	振替日 振替納税の場合
所得税及び復興特別所得税	平成29年2月16日(木) ～ 平成29年3月15日(水)	平成29年 3月15日(水)	平成29年 4月20日(木)
個人事業者の消費税及び地方消費税	平成29年1月4日(水) ～ 平成29年3月31日(金)	平成29年 3月31日(金)	平成29年 4月25日(火)
贈与税	平成29年2月1日(水) ～ 平成29年3月15日(水)	平成29年 3月15日(水)	

参照HP: 政府広報オンライン

(<http://www.gov-online.go.jp/useful/article/201301/1.html>)

参照HP: (<http://biz-owner.net/kakutei/kikan>)



企業シリーズ243

コチャ テラス
Cocha TERRACE

お庭の提案を行う「inticocha」がプロデュースするカフェ。外構/エクステリア店ならではのアイデア満載な心地いい空間で、ゆっくりとした時間を過ごしてほしい。そんな想いからCocha TERRACEはできました。季節の移ろいを感じられるお庭、また南国風の珍しい植物にも出会えるお庭散策も楽しめます。お料理の美味しさを引き立てるこだわりの器も魅力の一つ。皆様のご来店をスタッフ一同心よりお待ちしております。



【営業時間】11:00～17:00(定休日 水曜)
【駐車場】有
【住所】熊本県熊本市東区戸島5丁目19-7
【電話番号】070-4737-9489

第一空港線沿いです♪ガラス張りです室内もゆったり♪
詳しくは「ひごなび」にて♪



チラシ配布希望者は
担当者まで♪

製作・発行: 税理士法人 未来税務会計事務所
〒862-0933 熊本県熊本市東区小峯1-1-106
Tel: 096-368-2030 / Fax: 096-368-4639
<http://www.mirai-town.net/>